第2章 災害に柔軟に対応するまちづくり

第1節 災害に強いまちの整備

第1 防災生活圏の形成

方 針

近隣防災圏、地区防災圏、市域防災圏といった生活圏の広がりに応じた防災機能をもつ 防災生活圏の形成に努める。

計 画

防災生活圏の形成

1 防災生活圏の形成

1 防災生活圏の形成 (土木下水道部、建築都市部、総務部、各部)

(1) 近隣防災圏

災害発生時にとりあえず自分自身や自分の家族等を安全に守るための避難空間を身近に確保するため、市民が主体となって活動する基礎的な単位として、例えば個人の庭を緊急避難空間として活用したり、避難路沿道の生け垣化や路上駐車・駐輪を排除するなど、市民が相互に支え、助け合うしくみやそれを支援するしくみを構築し、地域の防災力の向上を図る。

(2) 地区防災圏

災害により住まいの安全が脅かされたときのため、避難場所を確保するとともに、市民などの自主的な防災活動を支援する拠点を確保するため、概ね小学校を地区防災拠点として位置づけ、平常時は市民の防災意識の高揚や防災コミュニティの育成の場として、災害時には自主防災活動拠点などとして活用を図る。

(3) 市域防災圏

災害時に市災害対策本部を設置して、速やかに災害応急活動にあたるとともに、災害発生時の市民自らの自立を支援し、速やかな復旧に努める。また、市民自らの自立を支援する拠点の整備や災害応急・復旧活動が速やかに行える体制の整備・充実を図る。

第2 災害に強い都市構造の形成

方 針

市及び関係機関は、建築物の耐震化、不燃化、都市の再開発、防災空間の確保等により、 計画的かつ重点的に防災施設の整備等、都市の防災化を推進し災害に強い都市構造を形成 する。

計 画

災害に強い都市構造の形成

- 1 面的な整備事業の推進
- 2 住民主体のまちづくりの支援
- 3 防火地域等の指定

1 面的な整備事業の推進 (建築都市部・土木下水道部)

災害に強いまちづくりを促進するため、老朽木造密集地等においては、建築物の不燃化、耐震化促進という観点から「大阪府災害に強いすまいとまちづくり推進要綱」に基づく整備計画等を作成し、各種事業、規制・誘導を行うとともに、都市基盤や住宅・住環境等の総合的整備に努める。

また、関係権利者や市民の理解と協力を得ながら面的整備を推進し、建築物の不燃化・空地の確保・都市基盤の整備によって、地域の市街地環境や防災性の向上に努める。

2 住民主体のまちづくりの支援 (政策推進部)

コンサルタントの派遣等による技術的支援や、まちづくり助成制度等による計画づく りへの支援の導入に向けて検討を進めていくなど、住民が主体となったまちづくりを積 極的に支援する。

3 防火地域等の指定 (建築都市部)

防火地域、準防火地域の地域地区制度の活用を図るなど建築物の耐震、不燃化を誘導する。

第3 防災空間の整備・充実

方 針

避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、都市基盤施設の効果的整備に努めるとともに、農地など貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効利用を図り、防災空間の確保に努める。

計 画

防災空間の整備・充実

- 1 地域防災拠点の整備
- 2 防災道路・緑地軸の整備
- 3 防災空間の整備・充実
- 4 市街地緑化の推進
- 1 地域防災拠点の整備 (土木下水道部・総務部)

応援部隊の受入れ、活動及び物資輸送等の拠点として、府が整備する後方支援活動拠点(服部緑地)と連携した地域防災拠点の整備に努める。

資料:予防-9 緊急交通路路線図

2 防災道路・緑地軸の整備 (土木下水道部)

災害時に同時多発する火災に対し、延焼を防止するとともに、市民が安全に避難場所に到達できる避難路として、また二次災害の発生防止や都市生活機能の混乱、それに伴う救援・救助活動の阻害を防止するため幹線道路等による防災道路・緑地軸の形成を図る。また、南北方向と東西方向の幹線道路のネットワークが形成できるよう特に東西方向の未整備の都市計画道路について整備を推進する。

3 防災空間の整備・充実 (環境部)

市街地における公園・緑地は、良好な環境保全、スポーツ・レクリエーションの場としての機能を持つと同時に、災害時における避難地あるいは救援活動などの拠点として防災上重要な役割を持っており、環境と共存できる安全な都市の形成を図るため、緑地のネットワーク化や防災緑地網の形成を検討する。また上記1の地域防災拠点の整備との整合を図りながら、地震被害想定で被害が多く発生すると予測されている南部及び西部地域等において、防災機能を備えた都市公園等の防災空間の整備を進める。

4 市街地緑化の推進 (環境部・土木下水道部)

延焼遮断効果の期待できる広幅員の道路については、緑化等による防災機能の強化を 図るとともに、民間の建築物についても緑化の助成(生垣緑化助成金交付制度)等の措 置の活用を図り市街地の緑化に努める。

第4 建築物の安全対策

方 針

「豊中市既存建築物耐震改修促進実施計画」に基づき、既存建築物の耐震診断及び必要な改修を促進する施策を明らかにし、かつ既存建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性を広く市民に知らせるとともに、関係機関との連携のもとに施策の実施に努める。

計 画

建築物の安全対策

- 1 建築物の耐震診断・改修の促進
- 2 工作物等の安全対策
- 3 文化財等の保護対策

1 建築物の耐震診断・改修の促進

既存の建築物については「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)に基づくとともに、「大阪府既存建築物耐震改修促進計画」との整合性を確保しながら、法令で定める多数の者が利用する一定規模以上の建築物(特定建築物)の所有者は耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう指導する。

(1) 公共建築物の耐震性の向上 (総務部・各部)

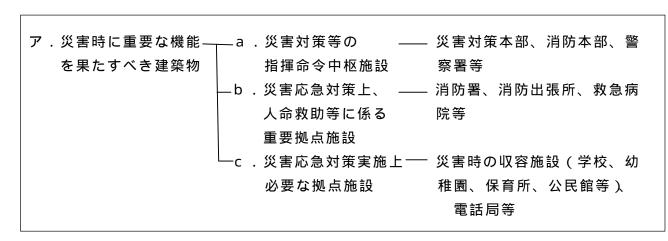
公共建築物について、防災上の重要度に応じた分類に基づき、順次耐震診断を実施する。その診断結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し、耐震改修の計画的な実施に努める。

(2) 民間建築物 (建築都市部)

- ア 特定建築物 (一定規模以上の病院等多数の人が利用する建築物)等の所有者に、 耐震診断や必要な耐震改修の指導・助言、指示等を行い、進行管理に努める。
- イ 所有者が行う耐震診断については、「既存建築物耐震診断補助事業」を適用し、診断・改修の促進を図る。

【災害時に安全を確保すべき建築物の分類】

災害時に果たすべき役割、利用上・構造上の特性、まちづくりとの関連等による分類



イ . 不特定多数の者が利用する建築物 市役所、郵便局、病院、診療所、集会場、老人福祉センター、体育館、劇場、映画館、展示場、百貨店、物販店舗、飲食店、ホテル、旅館等

ウ.一般建築物	──b.その他多数の者が利 <i>──</i> ─ 用する施設等	「学校、老人ホーム、保育所等 -事務所、工場など -賃貸共同住宅、寄宿舎、下宿、 分譲共同住宅、戸建・長屋住 宅など
工.構造上弱いと考えられ	る建築物	— ピロティ形式の建築物等

·	
才,重点区域*	a.木造住宅密集市街地の建築物
7.里点区域。	
における建築物	b.ア、イの建築物が多く立地している地区の建築物
	c.緊急輸送路に沿った地区の建築物

- (注)建物例は安全を確保すべき施設の分類を示すものであって、施設の耐震状況を示す ものではない。
 - *建設省通達(建設省住防発第 11 号)で規定され、建築物所有者等に対する注意喚起により、耐震診断を重点的に誘導すべき区域をいう。

【耐震診断・改修促進の基本的考え方】

現行の耐震規定に適合しない既存の民間建築物すべてを対象とする。

普及・啓発活動により、市民、建築専門家等の理解と協力を得て、民間建築物の耐震診断・改修の促進に努める。

特定建築物については、耐震改修促進法に基づき耐震診断・改修の促進に努めるとともに、台帳による進行管理を行う。

それ以外の建築物については、所有者等に対する普及・啓発等により、耐震診断改修の促進に努める。

【民間特定建築物の推計】

建 築 物 の 区 分	特定建築物
ア・b.災害応急対策上、人命救助等にかかる重要拠点施設	7棟
ア・c.災害応急対策実施上、必要な拠点施設	1 棟
イ. 不特定多数が利用する建築物	138棟
ウ - a . 教育・社会福祉施設	3 2 棟
ウ - b . その他多数のものが利用する施設	119棟
ウ - c . 住居施設	2 4 4 棟
合 計	5 4 1 棟

(注)1.特定建築物には該当の可能性のある、建築時期、規模等が不明なものを含む 2.複数の区分に該当する場合は、ア・a、ア・b、ア・c、イ、ウ・a、ウ・ b、ウ・cの順で優先して区分する(例:イとウ・cに該当する店舗付マンションの場合はイに区分)

3.イに該当する建築物のうち、ウ(ウ-a、ウ-b、ウ-c)と複合するものは、111棟である。

2 工作物等の安全対策

(1) ブロック塀等の倒壊防止 (建築都市部・土木下水道部)

ブロック塀等については、パンフレットの配布や広報誌への掲載、「生垣緑化助金交付助成制度」の活用等により、所有者等に対して安全点検等の実施、倒壊防止の普及・ 啓発に努める。

- (2) 屋外広告物等の落下防止 (国土交通省・府池田土木事務所・土木下水道部) 道路管理者は、災害により落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物について、 設置者に対して改善措置を講じるよう指導する。
- 3 文化財等の保護対策 (教育委員会) 指定文化財等を災害から保護するため、防災意識の高揚等を図る。
 - (1) 市民に対する文化財等の防災意識の普及啓発
 - (2) 所有者等に対する防災意識の啓発
 - (3) 火災対策等、予防体制の充実

第2節 都市基盤施設整備の推進

方 針

災害時における道路交通の確保は、避難路として、また消防・救護活動などのための緊急道路として重要であり、都市計画道路の整備の推進や既設道路の改良等により、災害時においてその機能を十分に発揮できるように整備を図る。

計 画

都市基盤施設整備の推進

- 1 道路網整備の推進
- 2 公園等における防災機能の充実
- 3 河川・水路等における防災機能の強化
- 1 道路網整備の推進 (土木下水道部・建築都市部)

道路網整備は災害時を考慮し、東西方向及び南北方向のネットワーク整備をはじめ有効な配置及び幅員等を十分検討し整備の推進に努める。整備に当たっては、当面、未整備の都市計画道路の整備を推進する。

2 公園等における防災機能の充実 (環境部・消防本部)

都市公園の防災機能として、緑化の他、耐震性貯水槽の整備等を計画する。また、緑地は地域住民の快適な生活環境を確保するばかりでなく、火災の延焼を防ぐ役割を担っており、環境面だけではなく防災上の観点からも緑地の保全、整備を推進する。

3 河川・水路等における防災機能の強化 (土木下水道部)

河川や市が管理する水路・ため池については、親水広場の整備等を推進し、災害時の消防用水、生活用水としての活用を図る。

第3節 土木構造物の耐震対策の推進

方 針

一般的な地震動に対して施設の持つ機能に重大な支障を生じないことのみならず、直下型地震や海溝型巨大地震に起因する地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを目標に、施設の位置や地盤特性、重要度に配慮した耐震対策の推進を図る。

計 画

土木構造物の耐震対策の推進

- 1 鉄軌道施設
- 2 道路施設
- 1 鉄軌道施設 (阪急電鉄・北大阪急行電鉄・大阪高速鉄道・土木下水道部) 各事業者又は管理者は、高架橋、盛土部、モノレール等の構造物の耐震対策を実施する。
- 2 道路施設 (国土交通省・大阪府池田土木事務所・西日本道路株式会社・阪神高速道 路株式会社・土木下水道部)
 - (1) 道路の防災補修工事

道路法面及び路体等の調査を行い、道路の防災補修工事が必要な箇所については、 その対策工事の推進を図る。

(2) 橋梁等の整備

橋梁等の耐震性の向上を図るため、定期的に地震に対する安全性について点検を実施し、必要に応じて整備する。

橋梁等の耐震基準については、「道路橋示方書」により耐震点検調査や補修等対策工事を行う。

(3) 横断歩道橋の整備

震災時において横断歩道橋が落下等により交通障害物となることを防止するため、 横断歩道橋について、必要に応じて耐震点検調査を実施及び整備する。

第4節 ライフライン施設の災害予防対策の推進

方 針

市及びライフライン関係事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化、保全に努める。

計 画

ライフライン施設の災害予防対策の推進

- 1 上水道施設
- 2 下水道施設
- 3 電力供給施設
- 4 ガス供給施設
- 5 電気通信施設
- 6 共同溝・電線共同溝の整備

1 上水道施設 (水道局)

(1) 災害予防計画

被害を最小限にとどめるとともに、被害を免れた施設の有効利用により給水可能とする施設の確保を実現する。

ア 施設の耐震化

重要施設給水ルートの確保、水管橋の補強、配水ブロック化、老朽管の更生及び布設替、地盤変化箇所の対策、屈曲部・施設接合部位の対策及び耐震管路網の整備等の対策を考慮しつつ、次の対策を計画的に進める。

(ア) 基幹施設の耐震化

施設構造物、場内管路及び付属設備の耐震化(伸縮可とう管、緊急遮断弁の設置等を含む)

(イ) 管路の耐震化

導・送水管の耐震化、配水幹線(本管)・支管の耐震化

イ 応急給水対策の整備

緊急時における応急給水のための対策及び必要な資機材の現況把握と確保対策を確立する。

(ア) 拠点給水場所の整備

配水池からの緊急給水用取出口の整備

- ・柴原配水場(宮山町3-97-2)
- 野畑配水場(西緑丘2-198-5)
- ・柿ノ木受配水場(新千里北町2-46-3)
- ・緑丘配水場(緑丘3-104-3)
- ・新田配水場(上新田4-66-1)

- ・寺内配水場(東寺内町127)
- (イ) 災害時給水拠点の整備

給水拠点における飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備

- ・桜の町公園内(桜の町2-5)
- ・豊南小学校(豊南町西2-19-26)
- ・野田小学校(野田町1-1)
- ・島田小学校(庄内栄町2-20-1)
- ・熊野田公園内(旭丘団地内)
- (ウ) 緊急貯水槽の整備

配水幹線(本管)の消火栓整備、配水支管の消火栓整備

ウ バックアップシステムの強化

緊急時における即時的な効果の役割を担うものとしての施策を進める。

(ア) 配水池容量の増強

貯水能力アップのための配水池増設(12時間確保)

(イ) 電源対策

2系統2回線受電導入と自家発電システムの整備

(ウ) 配水系統間のバックアップ

配水系統間の相互融通のための連絡管整備

- (I) 大阪府営水道拠点給水施設(あんしん給水栓)の活用
- (オ) 隣接都市間の連絡管設置

都市間の相互融通のための連絡管整備

(2) 復旧体制等の整備

管路等の被害状況把握と復旧作業の迅速化を実現するための施策を推進する。

ア 情報システムの整備

災害時の情報収集、発信システムの一元的処理体制の確保

イ 復旧計画

各計画のトータルとしての条件整理を図る。

(ア) 配水ブロック化

市内全域の配水ブロック化

(イ) マッピングシステム

地図情報、管路情報システムの確立

(ウ) 水運用システムの高度化

現行の水運用センターの活用、強化

- ウ その他の予防対策
 - (ア) 災害時における市民の自立的な即応体制を図るための日常的な広報、啓発活動の強化に努める。
 - (イ) 災害時に学校、ビル、高層住宅等の受水槽の活用及びその他の水源の確保へ向

- け、平素からの把握と活用方法の確立に努める。
- (ウ) 防災、地震対策訓練及び緊急時資機材の平素からの点検に努める。
- エ 協力体制の強化・充実

復旧要員等の確保を図るため、関係機関等との協力応援体制の強化・充実を図る。

2 下水道施設 (土木下水道部)

(1) 災害予防対策

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設の強化と保全に努めるとともに、長期的な整備計画として管渠、ポンプ場、下水処理場等のネットワーク化や、降雨レーダーシステム並びに下水道施設への流入・流出量、水防情報について常に把握できる集中監視・解析・制御システム等のトータルシステムの導入を検討する。

- ア 施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐えうる構造物とする。
- イ 補強再整備にあたっては、緊急度の高いものから進める。

(2) 復旧体制等の整備

ア 応急復旧体制の強化

被害状況を迅速に把握し、円滑な復旧を図るため、日常の整備点検体制を強化するとともに、施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

- イ 災害対策用資機材の整備・点検
 - (ア) 災害時に必要な復旧用資機材を把握し、備蓄を含め調達システムを確立する。
 - (4) 平常時から資機材の点検に努めるとともに、緊急時の輸送体制を確立・整備する。
- ウ 防災訓練の実施
 - (ア) 情報収集連絡体制・協力体制の強化・充実、緊急対応・応急復旧の手順の熟知 を図る。
 - (イ) 防災訓練等により防災意識の高揚を図る。
- エ 協力応援体制の強化・充実

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、府や他の市町及び防災関係機関との協力応援体制の強化・充実を図る。

3 電力供給施設(関西電力株式会社)

(1) 災害予防対策

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

- ア 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、各種災害に耐えうる十分な 強度の確保を図る。
- イ 電力供給系統の多重化を図る。
- ウ 電気事業法、保安関係諸規程等に基づき施設設備の維持保全、並びに常時監視を 行う。
- エ 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

(2) 復旧体制等の整備

- ア 応急復旧体制の強化
 - (P)被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
 - (イ) 対策要員の動員体制を整備する。
 - (ウ) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧について予め計画を策定する。

イ 災害対策用資機材の整備・点検

- (ア) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (イ) 災害対策用設備(移動用変圧器等)を整備する。
- (ウ) 災害用対策車両(発電機車等)の配備増強を進める。
- (I) 平常時から資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

ウ 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

エ 電力会社相互間の応援体制の整備

大規模災害等により単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (ア) 復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を整備する。
- (イ) 災害時の一時的供給不足に対応するため、他電力会社との電力融通体制を確保 する。

4 ガス供給施設(大阪ガス株式会社)

(1) 災害予防対策

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

- ア ガス施設(製造所・供給所等)について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保 と、緊急操作設備の充実強化を図る。
- イ 高圧、中圧、低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- ウ ガス事業法、保安関係諸規程等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を 行う。
- エ 施設(管路)の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

(2) 復旧体制等の整備

ア 応急復旧体制の整備

- (ア) 緊急措置判断支援システム(地震計の増設及びテレメーター化を推進することで、地震発生時に被害状況を迅速かつ的確に把握し、緊急措置判断を支援するシステム)の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (イ) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。

- 1) 緊急時に遠隔操作で導管網ブロック単位にガスの供給を遮断するシステム及び基準値以上の揺れを感知すると自動的に遮断するシステムの活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- 2) 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (ウ) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害防止と早期復旧を図るため、導管網ブロックの維持管理を行う。
- (I) 被害状況と復旧作業工程に応じて、作業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (オ) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、予め計画を策定する。
- (カ) ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及 び向上に努める。
- (キ) 施設の現状が把握できる施設管理図書等の整備・分散管理を図る。
- イ 災害対策用資機材の整備・点検
 - (ア) 災害復旧用資機材及び代替燃料(圧縮天然ガス、カセットコンロ等)の確保体制を整備する。
 - (イ) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
 - (ウ) 消火・防火設備の整備充実に努める。
 - (I) 平常時から資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- ウ 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

エ 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」(日本ガス協会)に基づき、単独 復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- 5 電気通信施設(西日本電信電話株式会社大阪支店)
 - (1) 災害予防対策

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備(建物を含む。以下、「電気通信設備等」という。)の強化と保全に努める。

- ア 電気通信設備等の高信頼化(防災設計)
 - (ア) 豪雨、洪水、高潮又は津波のおそれがある地域にある電気通信設備等について 耐水構造化を行う。
 - (イ) 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。
 - (ウ) 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。
- イ 電気通信システムの高信頼化
 - (ア) 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。
 - (イ) 主要な中継交換機を分散設置とする。

- (ウ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- (I) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。
- ウ 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備等の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム 等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所 の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

エ 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

(2) 復旧体制等の整備

ア 応急復旧体制の強化

広域的な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

- イ 災害対策用資機材の整備・点検
 - (ア) 災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
 - (イ) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
 - (ウ) 災害用機器、資材及び物資用の輸送を円滑に行うため、予め輸送ルート、確保 すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する 場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
 - (I) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点 検を行い非常事態に備える。
- ウ 防災訓練の実施
 - (ア) 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年一回以上実施する。
 - 1) 災害予報及び警報の伝達
 - 2) 非常招集
 - 3) 災害時における通信疎通確保
 - 4) 各種災害対策機器の操作
 - 5) 電気通信設備等の災害応急復旧
 - 6) 消防及び水防
 - 7) 避難及び救護
 - (イ) 必要に応じて総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。
- エ 協力応援体制の整備

(ア) 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、 商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送 等の協力体制を整備する。

(イ) グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機 材、輸送等について相互応援体制を整備する。

(3) 災害用伝言ダイヤル171の提供

輻輳の未然防止のため、震度6弱以上の地震発生時に起動する。

6 共同溝・電線共同溝の整備 (土木下水道部)

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者やライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に推進する。

第5節 水害予防対策の推進

方 針

市街化の進展に伴う雨水流出量の増大に対処するため、河川、水路、ため池の水害予防対策と下水道施設の整備推進に努める。

計画

水害予防対策の推進

- 1 河川等の改修
- 2 水害防止対策の推進
- 3 要水防ため池の災害予防計画
- 4 管渠、ポンプ場及び下水処理場の整備
- 5 洪水ハザードマップを活用した水害対応の啓発
- 1 河川等の改修 (国土交通省猪名川河川事務所・大阪府西大阪治水事務所・大阪府池 田土木事務所・土木下水道部)

(1) 概 況

豊中市域を流下する河川は猪名川、神崎川、千里川、高川、天竺川、旧猪名川、兎川の7河川で、これらはいずれも河川改修計画や水害予防計画について、各河川管理者のもとで各々計画推進中であり、これらの早期実現に向け、国・府に要望していく。ア 猪名川

猪名川の改修計画は、昭和46年淀川水系工事実施基本計画により、200年確率 を計画目標として決定され、以後この計画に基づいて改修が進められている。

イ 神崎川

神崎川は、比較的橋梁が少なく、流域も大きく洪水量も多いため、防潮堤方式を 採用しており、防潮ラインは一応完了している。

ウ 千里川、天竺川、兎川、高川

これらの河川改修は、長期的に概ね100年に一度の大雨に対応できることを目標に、改修計画を定め、当面の1時間当たり50mmの降雨に対応できる改修は既成している。

工 旧猪名川水門、排水機場

旧猪名川水門は、神崎川から旧猪名川に高潮が逆流するのを防止し、旧猪名川排 水機は水門閉鎖時の内水排水を行う。

旧猪名川水門。排水機場の管理・操作に関し管理協定、操作規定を大阪府、兵庫 県、豊中市間で締結しており、水門、排水機場の維持・操作は豊中市長が行う。

(2) 予防計画

ア 早急な完全改修の施工とともに、中小河川については、局地的な集中豪雨に耐え 得るような流量の再検討と整備について、国及び府に対して要望していく。

イ 市においては、随時河川パトロールを行い、水防上危険であると認められる箇所

があるときは、河川管理者に必要な措置を求める。

- ウ 平常時から国土交通省猪名川河川事務所をはじめ、水防関係機関と密接な連携を 図り災害の未然防止、拡大防止に万全を期す。
- エ 洪水予報河川、水位情報周知河川の指定があった場合は、伝達・通知された情報 をもとに迅速に対応する。

資料:予防-2 河川等の主な整備計画

2 水害防止対策の推進

国及び大阪府が行う洪水予報、浸水想定区域に基づいて、洪水に対する事前の備えと 洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難体制の整備を行う。

(1) 洪水予報

国及び大阪府は、水防法の規定に基づき、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川を指定し、大阪管区気象台と共同して洪水予測を行う。

本市では、現在、猪名川(平成11年2月26日)、神崎川(平成17年4月26日)が洪水予報河川として指定されている。

(2) 特別警戒水位の設定及び到達情報の発表

大阪府は、管理河川(千里川・天竺川(兎川)・高川・箕面川)のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるとして指定した河川(水位情報周知河川)において、特別警戒水位(警戒水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位)を設定し、その到達情報の発表を行う。

(3) 水防警報の発表

国(猪名川)及び大阪府(神崎川・千里川・天竺川(兎川)・高川・箕面川)は、洪水のおそれがあると認めるときは、水防警報の発表を行う。

(4) 水位情報の公表

国(猪名川)及び大阪府(神崎川・千里川・天竺川(兎川)・高川・箕面川)は、水位観測所を設置した河川においては、その水位の状況の公表を行う。

(5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

国及び大阪府は、洪水予報河川並びに水位情報周知河川が氾濫した場合に予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

市は浸水想定区域の公表を受けて、市地域防災計画において、当該浸水区域の洪水予報の伝達方法、避難場所など必要な事項を定めて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るとともに、これらの河川のハザードマップを作成して市民に周知する。

また、浸水想定区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配

慮を要するものが利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難 を確保が図れるよう洪水予報等の伝達方法を定めるよう定める。

(6)地下空間の浸水予防対策

(ア)情報の提供

地下街及び地下施設等の地下空間の分布を把握するとともに、気象予警報等の 浸水の危険性に関する情報の入手に努め、市民、地下空間の管理者等に対し、情 報の提供を図る。

(イ)避難体制の整備

地下街及び地下施設等の管理者に対して、防水板、防水扉、防水扉の整備、出入り口のマウントアップ、土嚢の常備を促すとともに、利用者等の避難誘導体制を整備し、平常時から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に勤めるよう普及啓発する。

3 要水防ため池の災害予防計画 (土木下水道部)

ため池については、その点検と整備等に努め、豪雨や地震等による堤防の決壊等、災害の発生が予想されるものについては、改修計画を検討するなど、改修計画の推進を図る。

なお、当市にはため池が約40あるが、規模を考慮し万一氾濫等が発生した場合、大きな被害が生じる恐れがあると予想される池を「要水防ため池」としている。

資料:予防-3 要水防ため池一覧表

4 管渠、ポンプ場及び下水処理場の整備 (土木下水道部)

(1) 概 況

市域を流下する河川は、ほとんどが天井川であり、さらに南部地域一帯が低地帯であることから、自然流下によって河川に直接排水することが困難である。そのため浸水対策として、下水道管渠の整備を推進し、河川に排水する施設として下水処理場やポンプ場の建設を行ってきた。また、道路側溝等も排水施設の一環として整備を行ってきた。

各施設の概要は、以下のとおりである。

ア管渠

雨水対策整備として、5年に一度の降雨を対象に施設整備を行ってきた。今後は10年に一度の降雨を対象とした施設の増強を図る。

イポンプ場

桜井谷ポンプ場、利倉ポンプ場、穂積ポンプ場、小曽根第1ポンプ場、小曽根第 2ポンプ場、千里園ポンプ場整備。

ウ 下水処理場

猪名川流域下水道原田終末処理場及び庄内下水処理場の雨水排水ポンプの整備を

終えている。

5 洪水ハザードマップを活用した水害対応の啓発(総務部)

各河川管理者から提供された浸水想定区域図をもとに作成した「豊中市洪水八ザードマップ」を活用し、浸水が予測される地域住民等に対し避難施設や避難方法等についての出前講座を行い、水害予防対策を推進する。

第6節 地盤災害予防対策の推進

方 針

地震に伴う液状化やがけ崩れなどの災害から市民の生命・財産を守り、災害に強いまちづくりを進めるため、地震災害被害想定調査結果等の情報提供等により災害防止に努める。

計 画

地盤災害予防対策の推進

1 宅地等の安全対策

1 宅地等の安全対策

(1) がけ地対策 (大阪府池田土木事務所・土木下水道部・建築都市部)

急傾斜地の崩壊により災害発生のおそれがある箇所については、所有者等に宅地の保全を要請する。

府、市、警察、消防等の防災関係機関は、地域住民の協力を得て、防災パトロールの実施など災害発生の未然防止と災害時の避難誘導、住民への広報等の応急対策実施体制を確立する。

また、NPO法人大阪府砂防ボランティアが実施するパトロールへの協力及び情報 提供を行う。

資料:予防-4 急傾斜地崩壊危険箇所図

(2) 宅地防災対策 (建築都市部)

宅地造成工事区域(宅地造成等規制法第3条)内で行う一定の造成工事については、 許可を要し技術基準に適合した内容としなければならない他、区域内の土地の所有者 等はその保全に努めなければならない。また必要に応じ、市は監督処分等を行うこと ができる。

(3) 情報連絡体制の確立 (総務部)

市は、警察、消防及び地域住民の協力を得て、当該地域の災害発生危険性の情報、 気象警報、避難勧告・指示等の情報連絡体制を確立する。

(4) 避難の勧告・指示 (総務部)

土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに当該危険区域の住民に対して避難の勧告・指示を行うこととし、避難所の開設準備や避難の勧告・指示の伝達体制、避難誘導等の体制及び警察、消防、地元自治会等との協力体制の整備を図る。

(5) 液状化危険区域 (総務部)

地盤の液状化が予想される区域を災害の被害想定によって明らかにし、地区防災力ルテなどを通じて市民への指導啓発に努める。

第7節 危険物等災害予防対策の推進

方 針

災害時における二次災害の発生拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講じるとともに、危険物等施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災意識の普及啓発の徹底を図る。

計 画

危険物等災害予防対策の推進

- 1 危険物災害予防対策
- 2 指定可燃物災害予防対策
- 3 高圧ガス災害予防対策
- 4 毒物・劇物災害予防対策
- 5 放射線災害予防対策

1 危険物災害予防対策 (消防本部)

消防法に基づき、火災の発生の危険性が大きい、火災が発生した場合に火災を拡大する危険性が大きい、火災の際の消火の困難性が高いなどの性状を有する物品を危険物として指定し、火災予防上の観点からその貯蔵・取扱い及び運搬についての規制を行っている。

また、指定数量未満の危険物は豊中市火災予防条例により規制されている。

(1) 保安教育及び訓練の実施

- ア 危険物の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者に対し、保安管理の向上を図る ための講習会、研修会等を実施する。
- イ 危険物施設の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者等は、従業員等に対し、安全管理及び災害予防のための教育を実施する。
- ウ 危険物施設の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者等は、危険物安全月間、火 災予防運動等の機会をとらえて危険物に対する意識の高揚及び啓発、訓練を実施し、 事業所の防災体制の充実を図る。
- エ 一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、保安体制の整備を 図るため、危険物保安監督者の選任、自衛消防隊の設置、予防規程の作成などを指 導する。

(2) 指導の強化

消防法をはじめ関係法令に基づき立入検査等を実施し、法令上の技術基準への適合 についての指導を行う。

- ア 危険物施設の位置・構造・設備の維持管理
- イ 危険物の貯蔵・取扱い

- ウ 危険物の運搬、移送及び積載の方法等
- エ 移動タンク貯蔵所など移動する危険物についての路上査察の実施
- 2 指定可燃物災害予防対策 (消防本部)

わら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火活動の著しく困難となる物品を指定可燃物として市火災予防条例により貯蔵及び取扱いの基準が定められており、「1 危険物災害予防対策」に準じた予防対策を講じることとする。

3 高圧ガス災害予防対策 (大阪府・消防本部)

高圧ガスは、その利便性とともに有毒性、可燃性といった危険性を内包しているので、 災害時の対応に万全を期すため、府に対して資料の提供等を要望していく。

(1) 実態の把握及び指導

ア 消防法に基づく届出、その他関係法令に基づく通報等により、必要に応じて立入 検査を実施し、防災上必要な事項を指導する。

特に、消防活動阻害物質として指定されている物質については実態把握に努め、 必要に応じて警防計画等を整備する。

- イ 事業所に対しては、消火剤等の確保と応急措置体制等についての検討及び防火管 理者等に適切な消防計画の作成について指導する。
- ウ 高圧ガス施設の管理責任者、防火管理者等は、従業員等に対し、安全管理及び災害予防のための教育を実施する。
- 4 毒物・劇物災害予防対策 (大阪府・消防本部)
 - 「3 高圧ガス災害予防対策」に準じた予防対策を講じることとし、また、学校施設に対して、化学実験室等薬品保管場所における毒物・劇物等の容器及び収納棚等の転倒落下防止並びに破損防止の安全対策を実施するよう指導する。
- 5 放射線災害予防対策 (大阪府・消防本部)
 - (1) 放射性同位元素取扱施設の災害予防対策

放射性同位元素等の取扱いについては、放射線障害防止法、労働安全衛生法、医療法、薬事法等に基づき規制が行われており、市と事業者は、密接な連携を図りながら、 汚染拡大防止等に配慮した対策を講じる。

ア 施設の防災対策

放射線施設の設置者は次の措置を講じる。

- (ア) 施設の耐震、不燃化対策を推進し、安全を確保する。
- (イ) 放射線による被曝の予防対策を促進する。
- (ウ) 放射線量の測定を行い、平素から放射能レベルを把握する。
- (I) 自衛消防防災体制の充実改善を図る。
- イ 放射線防災に関する知識の普及

放射線防災関係機関は市民に対し、次の事項について知識の普及を行う。

- (ア) 放射線及び放射性物質の特性
- (イ) 施設等の概要
- (ウ) 放射線災害とその特性
- (I) 放射線災害時における留意事項
- ウ 防災業務関係者に対する教育

放射線防災関係機関は、放射線防災業務に携わる者に対し、次に掲げる事項について教育を行う。

- (ア) 放射線防災体制及び組織に関する知識
- (イ) 放射線防護に関する知識
- (ウ) 放射線及び放射性物質の測定方法及び機器を含む防災対策上の諸設備に関する 知識
- (I) 放射線緊急時医療に関する知識

工 防災訓練

放射線防災関係機関は、共同又は単独で緊急時通信連絡訓練、緊急時放射線測定訓練等の防災訓練を実施する。

オ 放射線測定機器類の整備

放射線防災関係機関は、放射線測定機器類を整備する等、平常時及び緊急時における放射線量等放射性物質に関する情報を把握する体制を整備する。

カ 防護資機材の整備

放射線防災関係機関は、放射線災害応急対策に従事する者が必要とする個人被曝線量測定用具、区域の放射線量測定用具及び被曝を低減するための防護資機材を整備する。

キ 防災対策資料の整備

放射線防災関係機関は、放射性物質等による汚染の影響範囲を迅速に予測し、的確な応急対策を実施するため、防災上重要な施設の分布等周辺地域の防災対策上必要な資料を整備する。

資料:予防-5 危険物取扱所等施設数一覧表